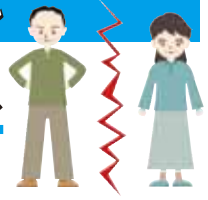


3

協議離婚の申入れ



子供を育て上げた熟年の離婚のケース

解説 = 事例

既に子どもを育て上げた熟年夫婦の、妻からの離婚の申入れである。このような夫婦の離婚は今後ますます増えてくるであろう。夫の定年を機に、あるいは子供の独立と同時に…。特に妻からの離婚の切り出しは、夫にとっては想像だにできなかったことに違いない。

熟年だけに、子どもに関係する親権や養育費の問題はないものの、婚姻関係が長いだけに離婚そのものはシンプルだが、**財産の分割については揉めるパターンである。**

熟年の妻が、夫に三くだり半を 突き付けたような内容証明

前略

貴方と別居して3年が経過いたしました。いずれは離婚することになるだろうとの結論は出ていましたが、この春に末っ子の三男も無事に大学を卒業し社会人となりましたので、これを機会に以前の約束通り、離婚に向けての協議をさせていただきたくお願い申し上げます。

尚、この度の離婚協議に当たっての私からの条件は下記の通りです。ご検討のほどお願い申し上げます。

記

1、財産分与について

それぞれの特有財産を除いて、結婚後二人で築いた全財産の二分の一を請求させていただきます。

2、慰謝料について

金500万円を請求させていただきます。

3、年金分割について

法定通りの年金分割を求めます。

4、その他について

その他のことについて、協議の途中で双方とも新たな事項が出てくるかも知れませんが、話し合いには真摯に応じるつもりです。ともかく円満な解決を望みます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県☆☆市〇〇258-6

白河宮 〇〇子

〇〇県□□市〇〇〇町 369-54

白河宮 秀吉 様